

第三節 内地雜居問題

1 神戸とアジア

幣制改革問題 神戸港の貿易は、主としてアジア市場を対象としていたが、日清戦争の賠償金で銀本位制を
題と神戸 金本位制に切り替えるのは、大蔵大臣松方正義らの年来の構想だった。明治三十年松方内閣

は、金本位制とする幣制改革を、貨幣法として議會に提出した。各地の商業會議所は活発に賛否を議論し意見表明を行った。神戸商業會議所の態度は明確に反対だった。理由は、「日本貿易の利益を占むるは銀貨国」であり、生糸や製茶というヨーロッパ諸国への輸出品の競争相手は中国だった。「支那の銀貨国」である限りは日本も銀本位制を取るべきだというのが結論である。この態度はアジア市場を対象とする神戸港だからこその特有のものであったのである。

中国との貿易で有利な地歩を占めるためには、銀貨を通貨としたいのは神戸の貿易業者として当然だった。明治三十年三月、神戸商業會議所理財部会は、「幣制意見書」をまとめたが、「貿易に於て銀貨国は金貨国に比し其物品を廉価に販売するを得るが故に貿易上利益の地位に立ちたるは明かなる事実なり」などと「幣制

改革に由て生ずる不利」を数え上げ、「俄に金貨制度を採用せんとするは抑も大早計たるを免れず」と金本位制採用に反対している。同じ頃、神戸実業協会も「幣制改革に就き利害を調査するの件」を審議し、調査委員会を設置した。実業協会の調査委員会の結論を受け、同年十月八日、同協会の評議員会は、「台湾貿易の拡張を期し当業者に利便を得せしむるが為め不用円銀払下の許可あるか又は同地に限り円銀流通の特別制を設けられんことを希望し其の方法を講ずる事」(『大毎』明治三十年十月十一日)を議題としている。金本位制採用を止むなしと考へ、金貨銀貨交換比率の修正要望にとどめた東京・横浜などの商業会議所とはまったく異なった対応を、神戸財界は行ったのである。

貿易構造

と神戸

貿易を主対象とする商工業者の態勢は、明治二十(一八八七)年頃にほぼ成立した。条約改正が実現間近と考へられていた時期であり、同時に外国商社に独占されていた貿易事業に、一八八〇年代半ば以降の横浜商人による商権回復・直輸出運動が効果を現し始めた時期でもあった。横浜にやや遅れて、一八八〇年代後半に神戸でも輸出業者の組織化が進んでいった。明治十七年製茶の売り込み・荷受けを目的とする神戸茶業組合、明治二十年神戸雑貨売込商組合、兵庫燐寸組合(組合員二五〇六人)、明治二十三年神戸石炭商組合(同三五〇六人)、などがその組合である。各種貿易商人を網羅した神戸雑貨売込商組合は、その後二十八年四月兵庫県通組合設立のほか、三十一年の重要輸出品組合法に基づいて同年十月神戸竹材組合・神戸麦稗真田組合、同年十二月神戸花縫商組合などが重要輸出品同業組合を設立して分かれたため、この組合も同年十月神戸貿易商組合と改称した。三十四年初頭には組合員一三〇人を数えるほどに発展した。明治三十二年十二月には、海外輸出商付属商標の改善を目的として商標印刷業組合も結成された。

神戸港だけを貿易の窓口とするいくつかの商品があった。樟脳はその一つで、「樟脳は世界に於て我国のみ産出し内地よりの輸出は独り神戸に於てするのみ」(『大毎』明治三十一年五月十六日)と言われた。横浜港と神戸港は、貿易商品でも競合していたが、首都東京の外港としての横浜港は、国家の保護が厚く、神戸港はいつも水をあけられていた。そこから商業会議所など実業団体では活発な建議活動が必至になった。

神戸商業会議所役員会は、日清戦後の不況下にあつて貿易を振興させるため、第一に日本銀行各店で低利の荷為替手形割引を行うこと、第二に輸出税全廃、第三に戻税の制度新設の三点を、明治三十一年五月十六日の総会に提案した。輸出税全廃は、「特に重大問題にして其可否は大に考究を要するもの」との慎重派の意見によって削り、その他二点を決議して、直後に開かれる全国商業会議所連合会に提案することとなった。貿易都市神戸の実業家は、政府の政策の修正をようやく求める段階にとどまり、大胆な改革案を提起するだけの政治力には欠けていた。明治三十一年九月八日、京都・大阪・神戸の三商業会議所連合会議が開かれ、京都は浜岡光哲会頭ら六人、大阪は土居通夫会頭ら六人、神戸は常議員山本亀太郎・木村竹次郎が参加した。この会議の役割は「現今の経済界現状は此儘に観過し難きものあり、而して三所意見投合の上一致運動せば一層其勢力を得るの便ある」との浜岡会頭の冒頭挨拶に示されるように、関西有力商業会議所の意見統一を狙ったものだった。討議は、鉄道国有論・地租増徴論・日本銀行の金融緩和策を「格別の議論もなく皆其大體を賛成し」、商業会議所条例・会議所連合会規則改正、大阪梅田停車場拡張案の調査検討を決めた(『大毎』明治三十一年九月十日)。大阪商業会議所常議員の今西林三郎が提案したこの拡張案は、官営鉄道の西端である神戸中央停車場の大阪移転を含むものだったが、神戸代表の意見は「別に反対もなきが如し」と消極的な

態度だった(同)。関西実業界ははまだ大阪・京都の財界がリーダーシップを握って当然、という段階だった。明治三十一年五月二十〇二十四日に開かれた第七回全国商業会議所連合会は、戦後不況に対処するために、全国の商工業者の提案を審議する場となった。会議の場で選出された経済問題調査委員会は、日清戦争の賠償金の流用や外債募集とともに、地租増徴を提案したが、連合会では後者に異論が続出したため、前者だけを決議して、会長から直接政府に建議することとした(『大毎』明治三十一年五月二十六日)。神戸商業会議所は、前述した二点に「鉄道電信等運輸交通機関を完成すること」を加えた「外国貿易奨励と経済整理に関して貴衆両院に請願の件」をここに提案した。

前回からの継続協議案である「全国商業会議所連合会をして政府と直接の気脈を通ぜしむることと為し、随て農商工高等会議を廃する儀を其筋に建議するの件」は、神戸ほか一四商業会議所の共同提案だったが、二十三日に東京・大阪など七会議所を調査委員に指名して調べることとなったものの、いずれも最終日に否決された。神戸の実業団体の政治力は、東京・大阪よりは当然、京都よりも弱小の段階に止まっていた。

2 神戸の労働者

神戸労働 明治三十三年十月、輸出屏風の仕上職工が、三割強の賃金引き上げを要求してストライキに入
株式会社 った。慌てた神戸貿易商組合は、屏風部会を開いて交渉委員を選び、職工との交渉会に臨んだ。

仕上工は、黒金巾帳屏風一双を二〇〇三五銭で引き受け、一日、一〇時間働いて一カ月一四〇二〇円を得る

上層の労働者だった。一週間後、部会は平均二割以上の賃上げを認めたので、十七日から職場復帰した。

明治三十三年十二月、神戸労働株式会社は神戸市荒田町三丁目に設立された。『日本全国諸会社役員録』明治三十四年版によれば、資本金一〇万円(私込資本金二万五〇〇〇円)で、「営業ノ目的、労働建築請負土木建築用材売買」とされたが、実は一〇〇〇人の労働者を集め斡旋することを目的とした会社だった。同社は、人夫の寄宿舎として一六舎を建設し、舎ごとに舎監一人、一〇棟の売店、一棟の医院と常任医員、浴場、二棟の炊事場、一棟の事務所を備えるなど、急速に発展する神戸市のさまざまな方面に、労働力を提供する組織だった。市内各地に類似の組織があったため、会社組織という新しい形は労働者になじめなかったようだが、常時二〇〇人前後の労働者を寄宿させていたようである。明治四十三年四月には、「目下百八十四名」(『大朝』神戸付録 明治四十三年四月三日)と報告されている。役員は、社長に大庭竹四郎、「営業顧問役」に関浦清次郎をすえたのが注目される。大庭は進歩党系のもと市会議員であり、関浦は葺合でいわゆる「百人部屋」という労働下宿を始めたので著名な人物であった。

労働人口 産業革命と貿易事業の発展は、労働人口の膨大な流入を可能にした。明治三十三年二月、神戸の特色 市が兵庫県へ報告した「民情及び商工業の一斑」は、三十二年に比較して戸数二七五七、人口

三万四〇〇人が増加し、「是等は概ね各地に於て破産又は恒産なき者の転入多きを占む」(『大毎』明治三十三年二月六日)と解説している。農村部などの過剰人口が、神戸をめざして移動し、毎年一〇%以上の社会的人口増をもたらしていたのである。神戸港という貿易を主体にした港湾にあって、日本人労働力をどのように編成するかは基本問題であった。外国人に対する排外主義は、条約改正と内地雑居を間近に控えて高まって

いった。明治三十一年六月初め、神戸の各国領事や居留地在住外国商人らが居留地警察署に集まり、「邦人労働者らが往々外人に対して暴行をなす」問題を討議して、巡査の増員を県知事に具申することを決めた。「邦人労働者」とは「神戸港に於ける下等労働者即ち仲仕人足等」(『大朝』明治三十一年六月二十一日)を指しており、大森鐘一知事は「我労働者を充分に取締る必要」を認め、彼らを雇用している人足会社などの役員に嚴重注意を与え、警察部に「特殊の違警罪」新設、「警察官の配置法」改正を検討するよう命じた。

明治三十五年の神戸市在住者の職業別調査(宋籍・寄留の合計)では、有職者一四万五〇一人のうち「職工人夫其他労働によりて賃を受くる者」が最も多かった。その数は貿易業を含む「商業」の二倍以上の八万人を超え、構成比率六二・二%を占めた。八万人の中には、工場労働者である職工も含まれているが、日雇労働者である「人夫」も相当程度存在しているわけで、この段階の神戸市が必要としていた港湾労働力として活動していたと思われる(表97)。

表 97 労働人口の構成 (明治35年)

| 職 業 | 人 数 | |
|------------------|--------|-------|
| 商 業 | 40,012 | |
| 工 業 | 3,441 | |
| 農 業 | 5,575 | |
| 官公庁会社員その他 俸給者 | 4,106 | |
| 職工作業員その他 賃労働者 | 87,367 | |
| 無職 | 有資産者 | 834 |
| | 無資産者 | 2,562 |

資料：『大朝』神戸付録 明治35年8月4日

3 条約改正

内地雜居 明治二十七年七月、日英通商航海条約調印を皮切りに、治外法権撤廃・関税一部回復を旨とする

問題 各国との条約改正が成立した。これによって外国人が日本各地に居住し、各種の職業に従事

するいわゆる「内地雜居問題」が世論の注目するところとなった。神戸には外国人居留地があったから、市民の関心は初めから高かったが、情報が入り口としても神戸の位置は重要だった。内務省属の小河滋次郎は、「内地雜居準備の用向きを帯び独逸、白耳義の監獄制度を視察し」(『大毎』明治三十年一月十二日)、明治三十年一月九日フランス郵船会社のナタル号で神戸港に到着した。治外法権撤廃に伴う外国人収容の監獄設置のための調査をして来たのである。清国人は、神戸の居留地に明治二十七年約一〇〇〇人いたが、日清戦争で約七〇〇人が帰国したものの、三十年末には一四〇〇人にもほるほど急増している。彼らは主に貿易業者で、米穀・綿・綿実・豆粕・反物の輸入、マッチ・海産物・寒天・ネル・羽二重・洋傘・陶器・扇子・時計などの輸出に従事していた。

神戸市では、明治三十一年助役を一名増員したが、それは行政事務が都市的發展とともに繁雜を加えたためであると同時に、「明年よりは愈よ改正条約も実施さるゝ事なれば内外交渉の事務も多かる可く」と予想されたためで、そのため「年俸千二百円以内」で「外国語に通じ法律思想を有し専ら參事官的の事務に当る人」として「多分法学士を招聘すべし」と期待された(『大毎』明治三十一年三月一日)。過日の市会で増員案が

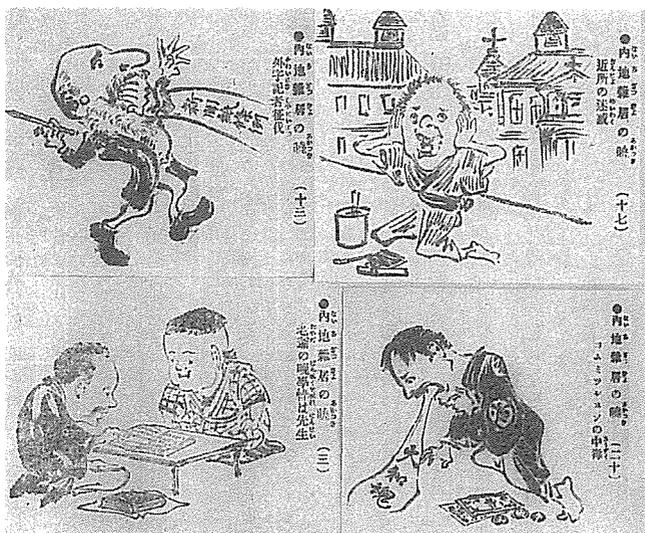


写真 25 居留地廃止の『神戸又新日報』ボンチ絵「内地雑居の暁」

認められたため、「若手の法学士」の人選が始められ、十月三日の神戸市会は、法学士漆畑春吉を新助役に選出した。

関西における「実業界の新聞」を自称していた『大阪毎日新聞』は、明治三十一年一月から二月にかけて

一四回にわたる「新条約の実施と神戸」を連載し、条約改正によって女子教育・工業・貿易・商業などで神戸がどのような影響を受けるか、何を事前に準備しておくべきかを説明した。なかでも貿易では、神戸の場合「其基礎の鞏固なる商店会社」と「其慣例の一定せるもの」の場合は現状維持を望めるが、それ以外は「多少変化を来すなきを保せず」であるから、「是等は同業組合に於て今日大いに準備を要」するものであると、特別の対策を要求している。

明治三十二年七月十七日以後の内地雑居開始後の居留地行政をどのように進めるのかも、神戸市当局に課せられた問題だった。道路・溝渠その他の修繕の責任、その際の税負担など市当局の頭の

痛い問題だった。前年に外人墓地を神戸市葺合村字春日野に拡張移転した際(三三八〇坪を一万四千元で買収)、居留地から墓地管理者に加わる要求が出されたという例も既にあった。

条約改正の実施が近付くと、民衆の間で話題になったのは、内地雑居になるとどうなるかだった。明治三十年七月に東京で労働組合期成会が結成された時、その「設立趣旨」には「労働者は産業の爲め、自己独立の爲め、将た内地雑居後の事を慮りて之を講ずべき要ある」とあり、内地雑居による労働力流入に危機感をもったことはよく知られている。神戸市の有力紙『神戸又新日報』は、三十年春に二四回にわたって「内地雑居の暁」というポンチ絵を連載した。なんの説明もなく、標題と絵だけだから余計に、この有力紙と民衆が何を考えていたかを物語っていると思われる。内地雑居によって家を追われ、転宅する、というのは先の労働組合期成会の言った労働力流入の結果の予想だろう。外国語が必要になり、子どもに教わる父親が現れる、近所にキリスト教の教会ができてうるさくなるし、高い塔によって落雷も多くなる、良いことは何もないとこれらの絵は語っている。その場合も清国人は別だと考えていた。内地雑居は、国際都市神戸の市民がどのような国際感覚を持つかを考える一つの機会でもあった。